



IWF TCRRの解説

- 競技者の服装 -

IWF Technical Committee



解説

- 何が義務なのか？
- 何が任意なのか？
- 何が禁止されているのか？
- ...ということは、残りはすべて許される？
- いくつ(何枚)着用して構わない？



一般的規則

義務

競技者は下記について着用しなければならない

- コスチューム
- 足の保護とプラットフォーム上での安定性を
得るためのスポーツシューズ/ウエイトリフテ
ィングシューズ/ウエイトリフティングブーツ



任意

競技者は下記について着用しても構わない

- ユニタード
- Tシャツ
- スパッツ
- ソックス
- ベルト
- バンデージ
- 絆創膏
- テープ
- グローブ
- 手の平の保護具
- 下着類
- 宝石類
- アクセサリ
- 髪飾り・頭部の衣服
- 肌着類
- メガネ

それぞれには個々のルールが適用される



一般的規則(続き)

- **毛髪**やその他**頭に着用しているものは頭部とみなされる**
- **競技中**, 競技者の**服装は所属により認められた**ものであること。**表彰式**も競技の一部としてみなされるので同じことである
- **携帯用電子機器**(iPod, タブレット, 携帯電話等)は**プラットフォーム/ステージ上では使用禁止**



一般的規則(続き)

- **コスチューム**は、競技者の以下によって装飾しても構わない:
 - 名前
 - ニックネーム
 - クラブ名
 - 所属(国名 / NOC名)
 - 国家の紋章
 - メーカー識別表示

注)日本の国体関係の大会においては所属の表示は義務





詳細ルール

コスチュームに関する違反

- ツーピースあるいはそれ以上に分かれていること
- 他のコスチュームと併せて着用すること
- 襟があること
- 肘/膝をカバーすること
- ベルトをカバーすること
- ユニタード/Tシャツでカバーされること
- Tシャツと短パンで代用すること
- ユニタードで代用すること



ユニタードに関する違反

- ツーピースあるいはそれ以上に分かれていること
- Tシャツと短パンで代用すること
- 他のユニタードと併せて着用すること
- 体にフィットしていないこと
- 襟があること
- 柄やデザインがあること
- コスチュームを着ないで済ませること
- コスチュームをカバーすること



Tシャツに関する違反

- 他のTシャツと併せて着用すること
- 襟があること
- 肘をカバーすること
- コスチュームをカバーすること



スパッツに関する違反

- 体にフィットしていないこと
- 膝をカバーすること



ソックスに関する違反

- 膝蓋骨をカバーすること



ベルトに関する違反

- 幅が12cmを超えること
- コスチュームの内側に着用すること



バンデージに関する違反

- 10cmを超えて手首のエリアをカバーすること
- 30cmを超えて膝のエリアをカバーすること
- ニーキャップ/膝のバンデージ/サポーターがバックル、ストラップ、鯨のひげ、プラスチック、ワイヤー等で補強されていること
- バーベルに巻きつけること
- 肘に着用すること/肘に至ること
- 前腕のバンデージが手首のバンデージと重なること(どちらが上になっても不可)
- 脛/大腿のバンデージが膝のバンデージと重なること (どちらが上になっても不可)



絆創膏に関する違反

- 指/ 拇指に貼った絆創膏が指先からはみ出すこと
- バーベルに貼り付けること
- 止血のためにドクターが特別に認めた場合以外、肘に貼ること
- グローブ/ 手の平の保護具と重なること



テープに関する違反

- 指/ 拇指に貼ったテープが指先からはみ出すこと
- バーベルに貼ること
- 肘に貼ること/ 肘のエリアに至ること
- グローブ/ 手の平の保護具と重なること



グローブ・手の平の保護具に関する違反

- 指の第二関節をカバーすること
- 指の絆創膏と重なること
- 指のテープと重なること





ご質問は?

iwf@iwfnet.net